# 技能認定試験に係る規程

#### 目的

「運動療法機能訓練技能講習会(以下、技能講習会)に係る規程」に準拠して、受講の成果を厳正に評価し、技能認定登録制度への登録を適格にすると共に、理学療法従事者としての社会的地位の向上を図ることを目的とする。

## 受験資格

技能講習会を受講し、修了証を交付された者。

#### 試験科目

技能講習会カリキュラムの内容から「五者択一方式」で100間を出題する。

## 試験期日及び時間

試験は毎年2月の第2日曜日に実施し、午前の部は90分で50間、午後の部も90分で50間とし、点字受験者については、それぞれ30分を延長する。

## 試験会場

実施地方会(支部)で会場を設定し、全国一斉に実施する。

#### 受験料

会員については免除とし、会員外については 20.000 円とする。 なお、会場使用料等については、技能講習会の受講料に含むものとする。

## 合格証の交付

試験の結果、所定の点数を得た者には合格証を交付し、本部の合格者名簿 に記載して、技能認定登録制度への登録適格者とする。

#### 実施上の細目

- 1、 試験会場ごとに試験委員、及び試験会場責任者並びに認定試験実行委員を定め、試験委員・試験会場責任者は協会本部に氏名を届け出る。
  - ①地方会区域内において設営される試験会場ごとに会場責任者を定める (区域内支部長と協議して選任する)。
  - ②会場責任者は、その会場において実施する試験の一切を運営し、必要により実行委員を選任することができる。
  - ③試験実行委員は、本会会員の中から選出し、試験会場の設営・事務処理・

監視など試験の運営を補佐する。

- 2、 試験会場責任者は、この試験についての一切の責任を負う。
- 3、 試験問題並びに解答用紙は、試験会場責任者が指定する送付先に本部 から直送する。会場責任者はこれを厳重に保管する。
- 4、 試験問題は試験会場において試験開始直前に、受験者の面前で開封する。
- 5、 試験会場責任者は試験終了後、回収した解答用紙を封筒に収め、封印 して即日、または試験実施の翌日までに本部に発送する。
- 6、 試験委員は「認定試験実施計画書」並びに「受験予定者名簿」を 11 月 30 日までに本部に提出する。

なお、試験会場責任者は「認定試験終了報告書」を解答用紙に同封して本部に提出する。

7、 採点は本部において厳正に行い、合否の発表は原則として所属支部長 に行うが、直接本人宛に希望する場合は、宛先を明記し、切手を貼付し た返信用封筒を試験会場責任者に提出する。

封筒を受領した試験会場責任者は、これを取りまとめ解答用紙に同封 して本部に送付する。

8、この規程の改廃は、理事会で行う。

#### 付則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関 する法律(以下、[整備法]という)第106条第1項に定める公益法人の設立 の登記の日から施行する

### 付記

- 1 この規程は平成21年度第1回常任理事会、及び理事会の議を経て発効する。
- 2 平成24年4月1日 公益社団法人の認定により文言の修正。